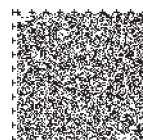


第4次 三郷市地域福祉計画

—概要版—

「助けあい・励ましあい・認めあい」
みんなが主役の地域づくり

令和5年3月
三 郷 市



地域福祉とは

地域福祉とは、だれもが住み慣れた地域で、生活をより豊かで安心して暮らせるものにするために、住民・行政・社会福祉関係団体等が、ともに支えあう地域づくりを行うことです。

そのためには、住民一人ひとりが自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域で支えあい、助けあう「互助」、介護保険等、費用負担やサービス内容が制度化された相互扶助である「共助」、地域での取り組みが主体的に推進されるよう行政が支援を行い、生活保護等、税により必要な福祉サービスを提供する「公助」の役割が求められます。

住民一人ひとりが、健康管理や日常生活においてできることは自分で行う

自助

隣近所や友人・知人とお互いに支えあい、助けあう（助けあい、ボランティア等による支援）

互助

地域福祉

共助

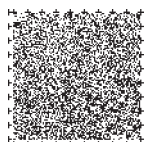
介護保険や医療保険等の制度化された相互扶助（社会保険制度及びサービス等）

公助

行政機関等が提供する福祉サービスや支援（生活保護、虐待対策等）

地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、「地域の助けあいによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。



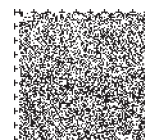
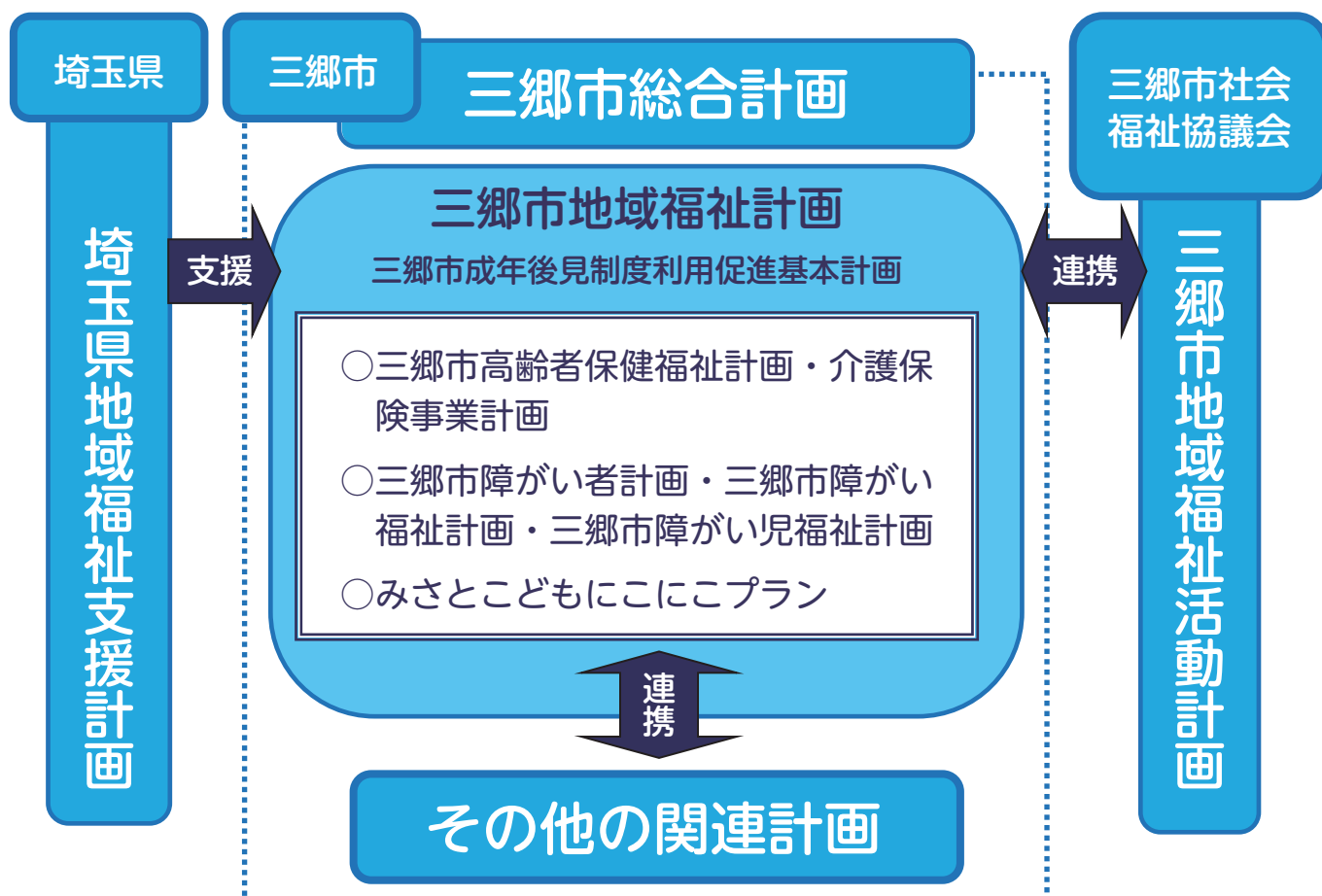
計画の期間と位置づけ

計画期間は、令和５年度から令和９年度までの５年間とします。

本計画は、社会福祉法第１０７条に規定する市町村地域福祉計画であり、成年後見制度の利用の促進に関する法律第１４条第１項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を含みます。

第５次三郷市総合計画における、まちづくり方針７の「健やかで自立した生活を支え合うまちづくり」を推進するための分野別個別計画として、地域福祉を総合的に推進する理念や方向性を示します。市の福祉部門の計画の上位計画として、高齢者・障がい者・児童といった対象ごとの福祉に関する各個別計画と整合性をもち、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保し、それぞれの分野固有の施策や達成目標等については各個別計画に基づいて推進し、各個別計画の全部又は一部をもって本計画の一部とみなします。

また、三郷市社会福祉協議会策定の「三郷市地域福祉活動計画」と連携しながら計画を推進します。



基本理念

「助けあい・励ましあい・認めあい」 みんなが主役の地域づくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることは、だれもが持つ願いです。そのためには、だれもがふれあい、思いやる気持ちとお互いを尊重しあいながら支えあい、すべての住民が、地域において活躍することのできる地域社会を目指していくことが大切です。

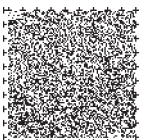
地域福祉は、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」・「受け手」という関係を超え、住民や地域福祉を支える各種団体等、さまざまな人々が「我が事」として受け止め参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目標としています。

第4次三郷市地域福祉計画では、『「助けあい・励ましあい・認めあい」みんなが主役の地域づくり』とする第3次計画の基本理念を継承し、基本理念を推進するための「おたがいさま」・「おかげさま」・「ありがとう」の合言葉も引き続き活用しながら、お互いに支えあう福祉のまちづくりの実現を目指します。

基本方針(1)

地域で互いに支えあうまちづくり

地域や生活の課題を一人ひとりが「我が事」として受け止め、地域で助けあい支えあう地域づくりを推進するとともに、だれもがお互いにかげがえのない大切な存在であることを認識し、お互いの人権を尊重し合う温かい心をもって理解を深めていくことができるよう努めます。



基本方針(2)

地域福祉活動を支える住民参加のまちづくり

一人ひとりが自分の住んでいる地域に関心・愛着を持ち、地域のさまざまな活動にだれもが参加しやすいような環境を整え、ボランティア活動やNPO活動等、豊かな知識と経験を持った人材を活用して、地域活動を活性化するとともに、今後の活動を担う人材の育成に努めます。

基本方針(3)

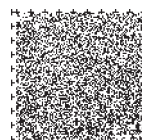
必要な時に必要な福祉サービスを選択できるまちづくり

福祉サービスの利用者が、自らに必要なサービスやサービス提供者を自由に選択できるよう、どのような福祉サービスや相談窓口、サービスの担い手があるか等の情報提供体制の充実を図るとともに、サービス提供体制の基盤整備に努めます。

基本方針(4)

地域で安心して暮らせるまちづくり

災害時には、一人ひとりが自分の身の安全は自分で守れるよう備え、いざという時にはお互いに助け合うことのできる地域づくりを推進するとともに、年齢や性別、国籍、障がいの有無等により、活動やコミュニケーションに不便が生じることのない環境の整備に努めます。



施策の体系

基本理念

基本方針

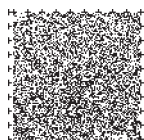
「助けあい・励ましあい・認めあい」 みんなが主役の地域づくり

地 域 で 互 い に
(1) 支 え あ う
ま ち づ く り

地域福祉活動を支える
(2) 住 民 参 加
の ま ち づ く り

必 要 な 時 に 必 要 な
(3) 福祉サービス
を 選 択 で き る ま ち づ く り

地 域 で
(4) 安 心 し て 暮 ら せ る
ま ち づ く り



施策の方向性

取り組み



- ① ふれあい、支えあいの意識づくり
- ② 生活困窮や社会的孤立者対策の充実

【自助】住民同士で声をかけあい、気軽に話せる環境を作りましょう
【互助】地域で集まる機会を設けて活用し、交流しましょう
【公助】各種講座の開催や地域活動の支援、孤立化防止を進めます

- ① 地域活動への参加促進
- ② ボランティアや担い手の育成

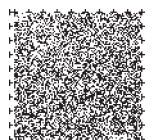
【自助】地域に関心を持ち、できることから活動に参加しましょう
【互助】地域活動に参加しやすい環境をつくりましょう
【公助】情報提供や担い手の育成に努めます

- ① 情報提供と相談支援体制の充実
- ② サービス提供体制の充実

【自助】相談窓口を上手に活用しましょう
【互助】支援が必要な時には専門機関につなぎましょう
【共助】社会保険制度・相互扶助によるサービスを適正に提供します
【公助】相談体制と必要な支援を充実します

- ① 災害時対策の促進
- ② バリアフリーのまちづくり
- ③ 権利擁護の充実
(三郷市成年後見制度利用促進基本計画)

【自助】日頃の備えを大切にしましょう
【互助】いざというとき、助けあえる関係を築きましょう
【公助】安心・安全に生活できる環境づくりを進めます



三郷市成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、市町村の「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけられます。国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策について計画的に取り組むため、本市における基本的な計画として定めるものです。

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方 『地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進』

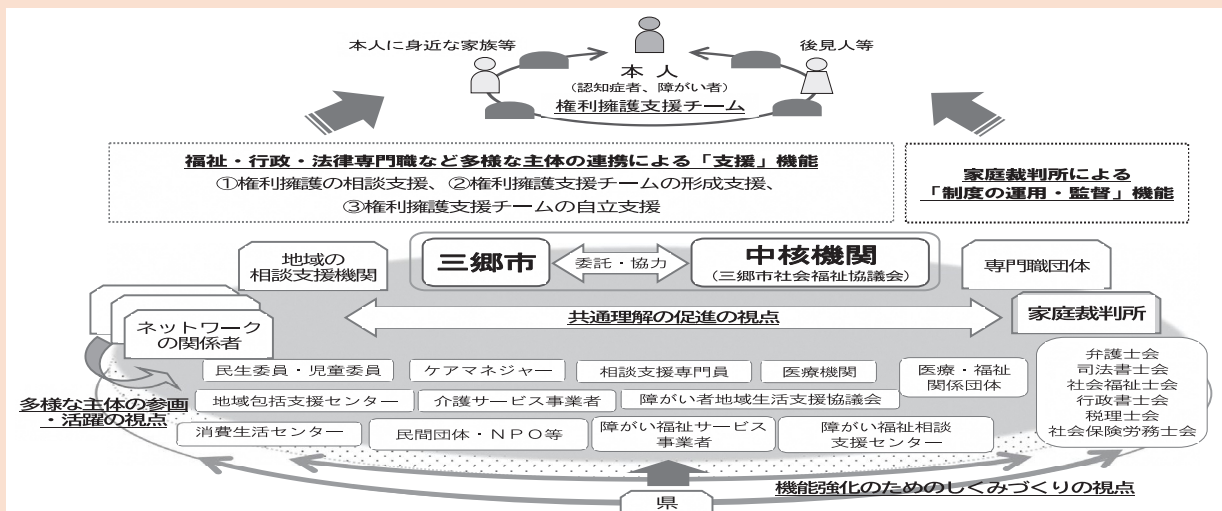
地域共生社会の実現に向けて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度の利用促進の取り組みを進めます。

地域共生社会とは、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、すべての人が障がい等の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すものです。

主な取り組み

(1) 成年後見制度等の周知・任意後見制度の利用促進 (2) 成年後見制度等に関する相談 (3) 中核機関の整備・運営支援 (4) 担い手の確保・育成 (5) 成年後見制度利用支援事業の推進 (6) 地域の見守り活動との連携 (7) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備

■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図



第4次三郷市地域福祉計画 ～概要版～

令和5年3月

三郷市 福祉部 ふくし総合支援課

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田648番地1

TEL 048-930-7775 (直通) FAX 048-953-8311

URL <http://www.city.misato.lg.jp>

※本編につきましては、市ホームページ・各公共施設でご覧いただけます。

